

図 7、1971 年千葉イリジウム事故における被ばく者の皮膚障害（放射線医学総合研究所「“CHIBA” Iridium-192 Accident in 1971」より）。

### 外部被ばく防護の三原則

イリジウム線源からの被ばくのように、放射線を体外の放射線源から受ける被ばくを「外部被ばく」といいます。外部被ばくから身を守る(被ばく線量を少なくする)ためには「距離、時間、遮へい」の 3 つの方法があり、「外部被ばく防護の三原則」と呼ばれます。すなわち、放射線源と人体のあいだに十分な距離を取る(距離)、線源に接する時間を極力短くする(時間)、人体と放射線源とのあいだに水やコンクリート、鉛や鉄などの遮へい物を置く(遮へい)です。放射線源が身近で発見された場合、これらの原則を念頭に置き行動することが重要です。

今回発生した盗難事件では、線源ホルダーが容器から取り出され、相当量の放射線を放出する状態になっていたため、遺棄された場所によっては健康被害を及ぼす程度の被ばくが公衆に起こっていた可能性があります。放射線は五感で感じることができず、1971 年の線源紛失事故の例にあるように、被ばくの可能性を示すような情報がない限り被災者は障害を起こしたとしてもそれが放射線によるものだとはなかなか気づきません。また、実際に被ばくしていなかったとしても、身近に放射線源の紛失などが起これば人々を不安に陥れます。そのため、放射線源の紛失のような事態に対しても、線源紛失の早急な情報開示、外部被ばく防護三原則などの正確な情報の徹底、原因不明の手指の熱傷などには被ばくを疑うなど、情報の周知と共有を計ることが重要です。

### 事故時の行政対応

この事件で、放医研は放射性物質を管理・規制する文部科学省と協議し、線源を見つけた時の対応や注意点を国民に対しホームページや報道を通して示しました(添付資料 1)。それに続いて文科省は、厚生労働省に対して公衆の放射線障害が生じた場合の被害拡大防止について、医療機関等への協力依頼を要請しました(添付資料 2)。厚労省は、各都道府県衛生主管部(局)に対して、患者が来院した場合の適切な対応と不明な点が生じた場合の連絡先を徹底しました(添付資料 3)。全国保健所長会もホームページに現状及び診察上の留意事項を掲載しました(添付資料 4)。

## モナザイト鉱とみられる放射性物質の確認について（第1報）

平成12年6月29日

(千葉県) 総務部消防地震防災課

電話 043-\*\*\*-\*\*\*\*

警察からの情報により、6月28日午後10時50分ごろ、佐原市において、モナザイト鉱とみられる放射性物質があることが確認された。

これを受けて、県は佐原市及び佐原市外五町消防組合消防本部とともに、保管場所周辺の状況の確認を行った。

なお、放射線量調査について、科学技術庁は本日実施することとなった。

その際、県、佐原市及び佐原市外五町消防組合消防本部も立ち会うこととなった。

保管場所 千葉県佐原市大戸

民家の納屋内

数量 モナザイト鉱とみられる物質 約1.8トン（推定）

## モナザイト鉱とみられる放射性物質の確認について（第2報）

平成12年6月29日午前2時

総務部消防地震防災課

電話 043-\*\*\*-\*\*\*\*

佐原市大戸において行われる科学技術庁の放射線量調査については、6月29日午前9時を目途に行われる予定です。

## モナザイト鉱に対する県の対応について（第3報）

平成12年6月29日

総務部消防地震防災課 043-\*\*\*-\*\*\*\*

健康福祉部医療整備課 043-\*\*\*-\*\*\*\*

環境生活部大気保全課 043-\*\*\*-\*\*\*\*

6月28日午後10時50分にあった警察からの情報について調査したところ、佐原市にモナザイト鉱があることが判明した。

### 1 モナザイト鉱の状況

保管場所：佐原市大戸 民家の納屋内

保管状況：母屋から30m離れた納屋（40坪程度）の4畳半程度のベニア板で仕切られた小部屋に60Kgの麻袋が36袋、20Kgの麻袋が2袋積まれている。

数量 : 約 2. 2 トン (推定)

## 2 県等の対応

- (1) 県、佐原市及び佐原市外 5 町消防組合消防本部が合同で、29 日午前 2 時 20 分に保管場所周辺状況の確認を行った。
- (2) 29 日午前 9 時 37 分から午後 5 時 35 分にかけ、県、佐原市及び消防本部が立ち会い、科学技術庁が放射線量を測定した。
  - ・調査者 科学技術庁核燃料規制課・(財)日本分析センター
  - ・調査方法 ガンマ線サーベイメータによる測定
  - ・調査結果 モナザイト表面 120 マイクロシーベルト／時  
納屋北側壁面 6.3 マイクロシーベルト／時  
納屋西側壁面 25 マイクロシーベルト／時  
納屋東側壁面 0.17 マイクロシーベルト／時  
納屋南側壁面 0.05 マイクロシーベルト／時
- (3) 調査の結果を受け、モナザイト鉱周辺にコンクリート壁や土嚢による防護対策を講ずるとともに、納屋の周囲に最大 5 m の立入禁止区域を設ける等の措置を講じた結果、立入禁止区域の外側における、周辺放射線量は、0.08 から 0.17 マイクロシーベルト／時であり「安全上問題のないレベルである」との科学技術庁のコメントがあった。
- (4) 香取保健所に地域住民からの相談窓口を設置し、地域住民の健康不安解消に努めている。

香取保健所電話番号 0478-\*\*\*\*\*

## モナザイト鉱の搬出について（第 4 報兼最終報）

平成 20 年 6 月 4 日

総務部消防地震防災課 043-\*\*\*\*-\*\*\*

香取市（旧佐原市）大戸地区の民家の納屋内で平成 12 年 6 月に確認されたモナザイト鉱（約 2.2 トン）について、平成 20 年 4 月 8 日に全量が県外へ搬出されました。

なお、モナザイト鉱が置かれていた場所の残存放射線量の測定結果は、一般的な被爆限度量に満たないことから、この場所の安全と人体への影響がないことが確認されました。

## モナザイト貯蔵における健康危機管理の1事例

第39回千葉県公衆衛生学会（2001、平成13年2月22日）

当保健所管内で発生したモナザイト貯蔵による放射能汚染に関する事件の経過とその対応を通して若干の知見を加えたので報告する。

[目的] モナザイト貯蔵による放射能汚染の対応の経過・所内体制・情報収集面から整理検討し、突然発生する可能性のある高度の健康危機管理に迅速かつ適切に対応できる体制づくりを目指す。

### [結果]

#### 1. 保健所における発生情報・関連情報の入手

- (1) 平成12年6月29日8時44分（健康福祉部医療整備課からのFAX  
第1報）

住民への対応方針の協議要請及び現地モナザイトに関する資料（警察が行った現地測定結果・門剤との人体への影響・放射性物質の付着検査の可能な病院一覧など）提供

- (2) 6月29日 同課から3回資料提供。

20時20分科学技術庁の現地での放射線測定結果の提供。保健所では、貯蔵場所地域の把握及び科学技術庁のホームページからモナザイト関係情報入手。

- (3) 6月30日の新聞報道がなされ、内容が当所の情報と整合することを確認

#### 2. 保健所の対応

- (1) 所内対策会議の開催（6月29日午前9時）所内体制整備を目的に開催  
健康福祉部医療整備課から提供された資料及び科学技術庁のホームページ資料を基に、モナザイトの健康への影響について職員間の共通認識を図るとともに所内相談窓口を明確にし、住民の問い合わせ・健康不安の対応のための健康相談を電話対応も含め24時間体制とした。

また県庁等関係機関との連絡体制・収集した情報等は窓口担当者に集約し、所内会議・回覧等で職員に情報提供し共有に努めた。

- (2) 相談窓口の設置（6月29日）

##### ア 総合相談窓口の設置

住民・関係機関からの相談及び連絡窓口として総務会務担当が担当し、24時間体制とした。

### 3. 保健所が受領した相談実施状況（6月30～7月7日）

- (1) 相談件数 16 件（住民からの相談 15 件、福祉事務所 1 件 来所：4 件、電話：12 件）
- (2) 相談内容 健康相談：9 件、安全管理：2 件、井戸水への影響：5 件、撤去希望：2 件

#### [考察]

- 1. 健康危機は、何時、どのような形で発生するかわからない。本事例においてもモナサイトに関する知識を得ること、健康・環境への影響等の情報の収集、提供された情報を確認し、情報を必要としている担当者や住民に的確に伝えることが重要であり、危機管理を円滑に遂行するためには迅速かつ的確な情報管理が最優先することをあらためて認識した。
- 2. 当保健所管内で発生したモナサイト貯蔵による放射能汚染事例は、新聞報道のあった当日から健康相談・井戸水への影響・安全管理等の相談が保健所に寄せられている。住民の不安・相談に応えるためには、保健所で発生情報を入手した段階で、迅速に対応方針を決定していくことが重要である。

今回は、マスメディアにのる前に所内体制の準備ができたため担当者側も多少ゆとりを持って住民の相談に対応できたと考えられ、また軽度な健康危機対応であったが、今後、各種の健康危機を想定して健康危機管理体制の確保を行って行きたい。

## 原災法の対象となる原子力事業所とその所在都道府県、所在市町村、関係隣接都道府県、オフサイトセンター

No	原子力事業所	所在都道府県	所在市町村		関係隣接市町村	関係隣接都道府県		関係周辺市町村	オフサイトセンター
			所在市町村	関係周辺市町村		東通村	むつ市、横浜町、六ヶ所村	なし	
1	北海道電力㈱泊発電所	北海道	泊村	共和町、岩内町、神恵内村	なし	なし	なし	—	北海道原子力防災センター
2	東北電力㈱東通原子力発電所	青森県	東通村	むつ市、横浜町、六ヶ所村	なし	六ヶ所村	なし	—	東通オフサイトセンター
3	日本原燃廃処理事業所、保障措置分析所等	宮城県	六ヶ所村	なし	なし	なし	なし	—	六ヶ所オフサイトセンター
3	東北電力㈱女川原子力発電所	宮城県	女川町	石巻市	なし	なし	なし	—	宮城県原子力防災対策センター
4	東京電力㈱福島第一原子力発電所	福島県	大熊町、双葉町	富岡町、浪江町	なし	なし	なし	—	福島県原子力災害対策センター
4	東京電力㈱福島第二原子力発電所	福島県	富岡町、楢葉町	広野町、大熊町	なし	なし	なし	—	福島県原子力災害対策センター
5	東京電力㈱柏崎刈羽原子力発電所	新潟県	柏崎市、刈羽村	なし	なし	なし	なし	—	新潟県柏崎刈羽原子力防災センター
6	日本原子力発電㈱東海発電所・東海第二発電所等	茨城県	東海村、那珂市	日立市、常陸太田市、ひたちなか市	なし	なし	なし	—	茨城県原子力オフサイトセンター
6	日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター等	神奈川県	大洗町、鉢田市	水戸市、茨城町	なし	なし	なし	—	神奈川県横須賀原子力防災センター
7	㈱グローバル・ニューカリア・フェエル・ジャパン	東芝原子力技術研究所	横須賀市	なし	なし	なし	なし	—	神奈川県川崎オフサイトセンター
7	中部電力㈱浜岡原子力発電所	静岡県	御前崎市	牧之原市、菊川市、掛川市	なし	なし	なし	—	静岡県浜岡原子力防災センター
9	北陸電力㈱原子力発電所	石川県	志賀町	七尾市	なし	なし	なし	—	石川県志賀原子力防災センター
10	日本原子力発電㈱敦賀発電所等	福井県	敦賀市	南越前町、美浜町	滋賀県	高島市	高島市、余呉町、西浅井町	福井県敦賀原子力防災センター	福井県敦賀原子力防災センター
10	関西電力㈱美浜発電所	滋賀県	美浜町	敦賀市	高島市	高島市	福井県美浜原子力防災センター	福井県美浜原子力防災センター	福井県美浜原子力防災センター
10	関西電力㈱大飯発電所	福井県	おおい町	小浜市、高浜町	滋賀県	高島市	高島市	福井県大飯原子力防災センター	福井県大飯原子力防災センター
10	関西電力㈱高浜発電所	福井県	高浜町	おおい町	京都府	舞鶴市、綾部市	舞鶴市	福井県高浜原子力防災センター	福井県高浜原子力防災センター
11	原子燃料工業㈱取事業所、京都大学原子炉実験所	大阪府	熊取町	泉佐野市	なし	なし	なし	—	大阪府熊取原子力防災センター
11	近畿大学原子力研究所	大阪府	東大阪市	なし	奈良県	奈良県	奈良県	なし	大阪府東大阪オフサイトセンター
12	日本原子力研究開発機構人形非環境技術センター	岡山県	鏡野町	津山市、真庭市	鳥取県	三朝町	三朝町	—	上齋原オフサイトセンター
13	中国電力㈱島根原子力発電所	島根県	松江市	なし	なし	なし	なし	—	島根県原子力防災センター
14	四国電力㈱伊方発電所	愛媛県	伊方町	八幡浜市	なし	なし	なし	—	愛媛県オフサイトセンター
15	九州電力㈱玄海原子力発電所	佐賀県	玄海町	唐津市	長崎県	松浦市	松浦市	—	佐賀県オフサイトセンター
16	九州電力㈱川内原子力発電所	鹿児島県	薩摩川内市	いちき串木野市	なし	なし	なし	—	鹿児島県原子力防災センター

全国の緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)の概要

\* \* \* 災害規則第23条第一項第4号に規定する発電の用に供する原子炉であつて研究開発段階にあるものとして政令で定める原子炉

地域防災計画(原子力災害対策編)における道府県の防災体制とその設置及び解除の基準(1/6)

道府県 体制・基準	事故対応体制			防災体制の解除(本部の廃止)			備考
	道・府・県庁等	オフサイトセンター	災害対策本部(原災法10条相当)	道・府・県庁等 警戒レベル(第2非常配備)	オフサイトセンター	災害対策本部(原災法15条相当)	
北海道 基準	体制 (本部長) 初期レベル(第1非常配備) 警戒本部設置前	一	災害対策本部(後志支厅長)	現地警戒本部(知事)	緊急事態レベル(第3非常配備)	災害対策本部・副知事	(第1非常配備) 知事は、特定事象に至る可能性がないと認めた場合 (第2非常配備) 知事は、災害の危険が解消したと認めた場合、又は災害対策本部を設置した場合 (第3非常配備) 本部を設置した場合 (非常配備) 本部長は、原子力緊急事態宣言が発出したとき ・内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき ・他の他特に知事が必要と認めたとき ・発電所周辺の環境放射線モニタリングによって特定事象発生の通報を行うべき数値を検出したとき ・その他の他特に知事が必要と認めたとき
青森 基準	体制 (本部長)	一	警戒本部(知事)	現地警戒本部(副知事)	現地警戒本部(副知事)	現地警戒本部(副知事)	(警戒本部 現地警戒本部) ・事故が終息し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなつたと認められたとき ・災害対策本部が設置されたとき (災害対策本部、現地警戒本部) ・内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき ・他の他特に知事が必要と認めたとき ・発電所周辺の環境放射線モニタリングによって特定事象発生の通報を行うべき数値を検出したとき ・その他の他特に知事が必要と認めたとき
宮城 基準	体制 (本部長) 特別警戒配備 警戒本部環境生活部長	職員派遣	災害対策本部(副知事)	災害対策現地本部(副知事)	災害対策本部(副知事)	災害対策本部(副知事)	(警戒配備) ・特定事象発生の通報を受けた場合 ・内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めたとき ・発電所周辺の環境放射線モニタリングによって特定事象発生の通報を受けたとき ・他の他特に知事が必要と認めたとき ・原子力事業者から特定事象発生の通報を受けたとき、又は原子力発電所周辺地図における県のモニタリングステーション等において5μSv/h以上のおよぶつる放射線量が検出されたとき ・原子力発電所に事故が発生し、災害対策本部の設置について国からの指示・指導又は助言があつたとき ・原子力緊急事態宣言が発出されたとき ・その他の他特に知事が必要と認めたとき
福島 基準	体制 (本部長)	一	災害対策本部(副知事)	原子力現地災害対策本部 (副知事)	原子力現地災害対策本部 (副知事)	原子力現地災害対策本部 (副知事)	(災害対策本部、原子力現地災害対策本部) ・発電所の原原子力防災監理者から原災法第10条の特定事象発生の通報を受領した場合 ・発電所によるものと確認された場合 ・内閣総理大臣が本県に係る原子力緊急事態専門官に緊急事態宣言を発出した場合 ・その他の知事が必要と認めたとき ・発電所が設置しているモニタリングポストにより、異常な空間線量率が計測されその原因が発電所に起因することが明らかとなる場合 ・原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言前に、知事が必要と認め災害対策本部を設置する場合には、明に連絡する旨 (市町村災害対策本部への指示) ・発電所の原原子力防災監理者から原災法第10条に定める特定事象発生の通報があつたとき ・発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率5μSv/hを超える数値を検出したとき ・原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言を発令した場合 ・その他の知事が必要と認めたとき ・原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言前に、知事が必要と認め災害対策本部を設置する場合には、明に連絡する旨 (市町村災害対策本部への指示) ・発電所の事故により原災法第10条に定める特定事象発生の通報があつたとき ・発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率5μSv/hを超える数値を検出したとき ・原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言を発令した場合 ・その他の知事が必要と認めたとき
新潟 基準	体制 (本部長)	第1次配備 警戒体制	一	本庁運営本部 (防災局長)	第2次配備 本庁運営本部 (防災局長)	災害対策本部(知事)	(警戒体制) ・発電所の事故が収束し対策の必要が無くなったとき ・災害対策本部が設置されたとき (災害対策本部) ・原子力緊急事態宣言がなされたとき ・本部長(知事)が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了したと認められたとき ・本庁運営本部(知事) ・災害対策本部を廃止した場合 平成19年 地域防災計画

地域防災計画(原子力災害対策編)における道府県の防災体制とその設置及び解除の基準(2/6)

地域防災計画(原子力災害対策編)における道府県の防災体制とその設置及び解除の基準(3/6)

地域防災計画(原子力災害対策編)における道府県の防災体制とその設置及び解除の基準(4/6)

道府県 体制・基準	防災体制の設置	事故対応体制	災害対策本部(原災法10条相当) オフサイトセンター	防災体制の解除(本部の廃止)		備考
				道・府・県庁等	災害対策本部(原災法15条相当) オフサイトセンター	
滋賀 基準	体制 (本部長) 防災 基準	特定事象発生の通報を受けた場合、または特定事象発生のおそれがあると県民文化生活部長が認めた場合	特定事象対策本部(副知事) 特定事象対策地方本部・湖北地域振興局及び高島県事務所	職員派遣	災害警戒本部、特定事象対策地方本部) 特定事象対策本部の廃止は、概ね以下の基準による。 ・災害警戒本部が設置されたとき (災害警戒本部) ・本部長が、特定事象に係る応急対策の必要がなくなったと認めめたとき (災害警戒本部) ・原子力緊急事態解除宣言がなされたとき ・本部長が、原子力事業所の事故が終結し、原子力災害に関する応急対策が完了または対策の必要がなくなったと認めたとき	平成18年9月 地域防災計画
大阪 基準	体制 (本部長) 防災・危機管理対策司令部 (指令部長:危機管理監) 事故1号配備 (事故1号配備) ・府域及びその周辺において原子力災害となるおそれがある大規模な事象等発生の情報により、通信情報活動の必要があるとき (防災・危機管理対策司令部会議) ・応急対策の実施が必要となるおそれのある原子力事故発生の情報を受信した場合 ・府が設置する環境放射線監視設備でのカントンマ級の放射線量が10分以上 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上で同時に $5\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上とみなされたとき(ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は除く) (原子力事故対策本部) ・事故2号配備の2項目と同じ ・その他知事が認めたとき	事故2号配備 (事故2号配備) ・原子力事業者から特定事象の発生を受信したとき ・府が設置する環境放射線監視設備でのカントンマ級の放射線量が10分以上 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上で同時に $5\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上とみなされたとき(ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は除く) (原子力事故対策本部) ・その他の知事が認めたとき	職員派遣	内閣総理大臣が原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言を発出したとき ・その他の知事が認めたとき (災害3号配備) ・内閣総理大臣が原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言を発出したとき ・その他の知事が認めたとき (災害3号配備) ・内閣総理大臣が原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言を発出したとき ・その他の知事が認めたとき	平成19年3月 地域防災計画	
奈良 基準	体制 (本部長)	原災法第10条第1項に基づき原子力事業者が特定事象発生の通報があった場合	原子力災害警戒体制 非常体制	職員派遣	原災法第15条第2項に基づき原子力緊急事態宣言が発された場合に応急対策を実施するため、必要な場合	平成17年8月 地域防災計画
岡山 基準	体制 (本部長) (警戒体制) ・通報事象発生の通報を受け特定事象に拡大するおそれがある場合 ・通報事象発生の通報を受け特定事象に拡大するおそれがある場合	オフサイト設営準備、 (危機管理監) オフサイト設営準備 (危機管理監)	危機管理チーム会議 職員派遣	職員派遣	内閣総理大臣が原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合 ・二地点以上で継続して $5\mu\text{Sv}/\text{h}$ を排出 ・二地点以上で継続時間で $5\mu\text{Sv}/\text{h}$ を排出 ○その他政令で定める事象 ・排気筒、排水口その他通常時に放出が行われている場所で、一定の放射性物質が検出されることなど ・現地事故対策連絡会議を開催する場合	平成20年3月 地域防災計画

## 地域防災計画(原子力災害対策編)における道府県の設置及び解除の基準(5/6)

道府県		体制・基準	事故対応体制	防災体制の設置	防災体制の解除(本部の廃止)	備考	
体制 (本部長)	基準	道・府・県庁等	オフサイトセンター	災害報/災害対策体制(原災法15条相当)	災害対策体制(原災法10条相当)		
鳥取	基準	注意体制	警戒本部(防災監)	人形岐環境技術センター・職員 災害対策地方支部 人形岐環境技術センター・職員 派遣 鳥根原子力発電所:職員派遣 (西部総合事務所長)	道・府・県庁等 オフサイトセンター	災害対策体制 非常体制	
島根	基準	体制 (本部長)	対策会議 緊急時モニタリングセンター設置*	人形岐環境技術センター・職員 災害対策地方支部 人形岐環境技術センター・職員 派遣 鳥根原子力発電所:職員派遣 (東洋電機製造) ・警戒体制又は非常体制 ・指揮の指揮がないときであって、異常情報の通報があつた場合で、異常情報の通報があつた場合で、防災監の指揮が必要としたとき ・中国電力㈱から特定事象の連絡があると認めたとき ・特定事象の情報を入手確認したとき ・特定事象の情報を入手確認したとき ・中国電力㈱から異常情報の通報を受け、防災監が警戒体制をとる必要があると認めたとき *特定事象に進展する可能性があると判断した場合	道・府・県庁等 オフサイトセンター	災害対策本部(知事)	災害対策本部(知事)
愛媛	基準	体制 (本部長)	事前配備(ハレペル)	事故対策本部(県庁・知事) 現地課題課長会議(県庁) 対策本部設置の準備 関係課長会議(県庁)	第1配備(Bレベル)	第2配備(Cレベル)	
佐賀	基準	体制 (本部長)	災害管理・報道監	災害報/災害対策本部(副知事)	災害対策本部(副知事)	災害対策本部によるものとする	

## 地域防災計画(原子力災害対策編)における道府県の防災体制とその設置及び解除の基準(6/6)

道府県 体制・基準	事故対応体制 道・府・県等	防災体制の設置 災害警戒・災害対策体制(原災法10条相当) オフサイトセンター	防災体制(原災法15条相当)		防災体制の解除(本部の廃止)	備考
			道・府・県等	オフサイトセンター		
長崎 基準	体制 (本部長)	災害警戒本部(防災危機監理監) 災害警戒本部(北地方本部)県北振興局長	災害警戒本部(副知事) 職員派遣	災害対策本部 県島町現地災害対策本部 松浦市應鳥町現地災害対策本部 災害対策県北地方本部(県北振興局長)	災害対策本部 県島町現地災害対策本部 オサキセカ・環境災害対策本部 (副知事)	概ね以下の基準によるものとする。 ・災害警戒本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき (災害対策本部、現地災害対策本部) 概ね以下の基準によるものとする。 ・災害警戒本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき ・内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した場合 ・知事が必要と認めた場合 ・特定事象発生の通報を受けた場合 ・防災危機監理監が特に必要と認めた場合
鹿児島 基準	体制 (本部長)	警戒本部体制 災害警戒本部(知事)	災害対策本部体制 災害警戒本部(副知事)	災害対策本部(副知事) 現地災害対策本部(副知事)	緊急事態体制 (警戒本部) ・特定事象の発生通報を受けたことなどにより災害対策本部が設置されたとき ・災害警戒本部が設置された場合、災害警戒本部はその事務を引き継ぐものとする (対策本部体制) ・災害対策本部長が、原子力災害対策の必要がなくなつたと認められたとき ・原子力災害事後対策が取扱い、災害対策本部長が原子力災害の必要がなくなったと認めたとき ・原子力緊急事態宣言が発出された場合には、緊急時体制に移行する。 (緊急時体制) ・原子力緊急事態解除宣言がなされ、国の原子力災害対策本部が廃止されたときは、緊急時体制を廃止し、対策本部体制に移行するものとする。	・内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合 ・特定事象の発生通報を受けた場合 ・県の環境放射線計測網に外れ(以下により異常値が検知された場合)において、知事が必要があると認めたとき ・国から警戒を要する旨の指示、指導又は助言があつたとき *異常事象とは「川内原子力発電所に関する安全協定書」第8条に掲載する事項をいう

# 放射線被ばく対応の要点

NIRS (独) 放射線医学総合研究所

緊急被ばく医療研究センター作成

## 被ばくの特殊性

- (1) 低頻度の事象
- (2) 被ばくしたかどうかがわからない
- (3) 症状ができるまでに時間がかかる
- (4) 放射線に対する専門的知識が必要
- (5) 放射性物質や放射線に対する不安
- (6) 放射線による被ばくや汚染の測定が可能
- (7) 滅菌・殺菌、中和ができない
  - 微生物: 殺菌、滅菌、抗体など有効
  - 化学物質: 中和
- (8) 社会的な影響が大きい

# **放射線被ばくの基礎**

## **放射線被ばく事故はどこで起こる？**

1. 原子力施設(原子炉)
2. 放射性核種の合成
3. 製品の検査(非破壊検査など)
4. 工場での照射(滅菌、発芽防止)
5. 放射線診断及び放射線治療施設(医療)
6. 研究施設
7. 輸送
8. 公共の場(テロ、線源の放置など)

## 医療以外における放射線利用

目的	具体例
非破壊検査	航空機翼の亀裂検査、空港での手荷物検査
滅菌・殺虫	器具、食品
発芽防止	ジャガイモ等
品種改良	イネ、ホウレンソウ等
高分子化合物の改良	タイヤ等
計測	厚さ、密度、雪量、液面等
トレーサー	流速、液量、漏えい等

(参考資料1)

## 一年間に自然界から受ける放射線



宇宙から

0. 4 mSv



空気中のラドンから

1. 2 mSv



食物から

0. 3 mSv



大地から

0. 5 mSv

2. 4 mSv

単位:ミリシーベルト

(2000年国連科学委員会報告)

## 病気の検査や診断で受ける放射線の量

	診断部位	実効線量当量 (mSv)
一般X線	頭 部 (直接撮影)	0. 1 <sup>*1</sup>
	胸 部 (直接撮影)	0. 4 <sup>*1</sup>
	胃 部 (バリウム)	3. 3 <sup>*1</sup>
X線CT	頭 部	2. 4 <sup>*2</sup>
	胸 部	9. 1 <sup>*2</sup>
	上腹部	12. 9 <sup>*2</sup>
	下腹部	10. 5 <sup>*2</sup>
集団検診	胃 部 (透視)	0. 6 <sup>*3</sup>
	胃 部 (撮影)	0. 07 <sup>*3</sup>
	胸 部 (撮影)	0. 06 <sup>*4</sup>

\*1丸山隆司、岩井一男、西沢かな枝、野田豊、限元芳一; X線診断による臓器・組織線量、実効線量および集団実効線量  
RADIOISOTOPES, Vol. 45, No. 12, 23-34, 1996

\*2西沢かな枝、松本雅紀、岩井一男、丸山隆司; CT検査件数及びCT検査による集団実効線量の推定  
日本医学放射線学会雑誌 64, 67-74, 2004

\*3国民線量推定のための基礎調査(XXIII) 平成12年3月 放射線影響協会

\*4丸山隆司; Radiat. Prot. Dosim, 43, 213-216, 1992

(参考資料2)

## 体内の放射性物質

カリウム40 ※1 4000 Bq

炭素14 ※2 2500 Bq

ルビジウム87 ※1 500 Bq

鉛・ポロニウム ※3 20 Bq

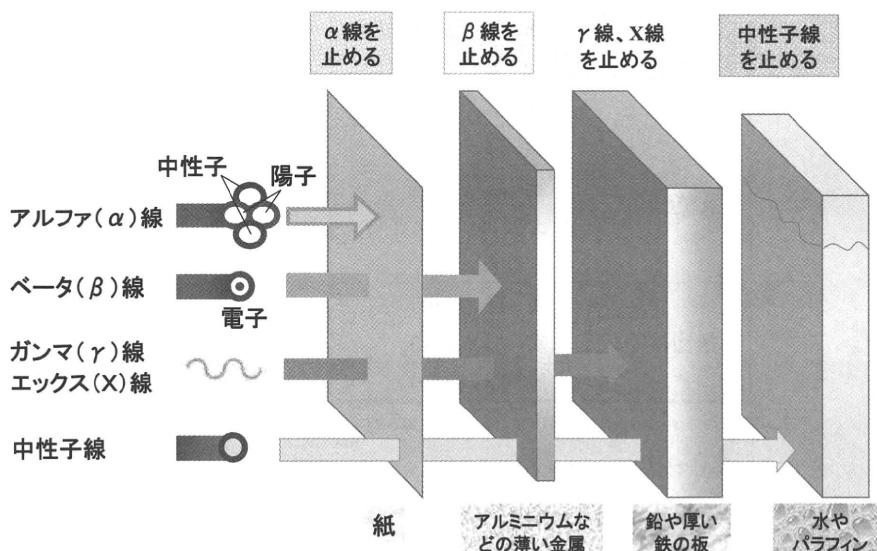
(Bq : ベクレル)  
(体重60kg、日本人の場合)

※1: 地球起源の核種

※2: 宇宙線起源の核種

※3: 地球起源のウラン系列の核種

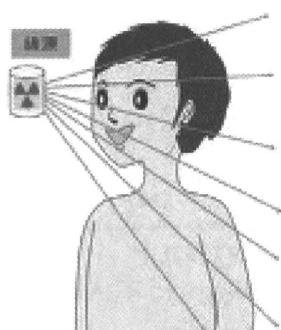
## 放射線の透過力



## 被ばくと汚染は異なります

### 外部被ばく

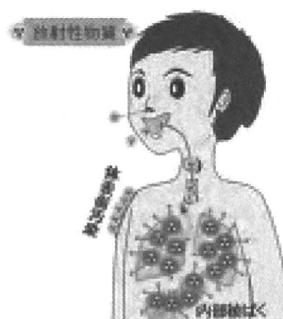
放射線を離れたところからあびる



患者さんの体表面や体内に放射性物質が無く、その患者さんから被ばくすることはありません。中性子線により体内に放射性物質が生じることがありますが、医療者に健康影響が起きることはありません。

### 汚染

放射性物質が身体に付着するか、体内に摂取する



患者さんが線源で放射線が出ています。汚染が広がらないようにする事が必要です。防災関係者は吸入しない様に注意が必要です。口、鼻、手指に汚染がある時は体内の汚染を疑います。

## 放射線被ばくを疑うとき

★ 次の様な時は高線量被ばくを疑います。

- ◆ 不明物質に近づいたり触ったりして、他に理由が無く恶心、嘔吐がある。
- ◆ 恶心、嘔吐の既往歴を伴った脱毛がある。

## 放射線被ばくが原因では起こらないもの

◆即死

◆直後の熱傷、創傷  
(美浜原子力発電所の事故)

◆汚染がなければ処置にあたる者や施設にとって危険はない

◆対応する者の被ばくは稀  
(体内に線源の放置例)

◆体内汚染での死亡はごく稀

## 被ばく医療対応の原則

生命に危険のある外傷・熱傷等の治療を  
放射線被ばくの治療より優先

放射線による症状は、一般に被ばく後  
すぐに症状は出ません。

被ばく汚染だけで緊急に治療が必要な事はありません。

## 放射線事故が疑われる場に遭遇したら

1. 放射線や放射性物質の関与を疑い、放射線かどうか確認する  
→ 放射線測定器を使います。
2. 放射線が確認されたら → スタッフや周囲の人  
の安全確保  
→ 防護3原則
3. 汚染の拡大防止を図る → 汚染物を持ち出さない。